資料　１
（危機管理防災課）

原子力災害対策重点区域

（原子力規制委員会「原子力災害対策指針」第２（３））

１　原子力災害対策重点区域

①　原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

②　原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域の設定に当たっては、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とする。原子力施設の種類に応じて原子力災害対策重点区域の範囲の目安を以下のとおり定める。

なお、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。

（ｉ）発電用原子炉に係る原子炉施設の場合

発電用原子炉に係る原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。

（イ）　予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone）

ＰＡＺとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、ＥＡＬに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るＰＡＺの具体的な範囲については、ＩＡＥＡの国際基準において、ＰＡＺの最大半径を原子力施設から３～５㎞の間で設定すること（５㎞を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径５㎞」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

（ロ）　緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ:Urgent Protective action Zone）

ＵＰＺとは、確率的影響を最小限に抑えるため、ＥＡＬ、ＯＩＬに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るＵＰＺの具体的な範囲については、ＩＡＥＡの国際基準において、ＵＰＺの最大半径は原子力施設から５～３０㎞の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね３０㎞」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照すべき事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

ただし、炉規法第４３条の３の３４第２項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設※については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径５㎞を目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをＵＰＺとする。

※　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象に関する規則第七条第一号の表ヘ及びチ並びに第十四条の表ヘ及びチの規則に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成２７年原子力規制委員会告示第１４号）において定められている。

（ⅱ）試験研究用等原子炉施設

試験研究用等原子炉施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをＵＰＺとする。

・原子力災害対策重点区域の範囲は、試験研究用等原子炉を一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力の最大値に応じ、当該試験研究用等原子炉施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。

熱出力の最大値	原子力災害対策重点区域の範囲の目安（半径）
熱出力が１０MWを超え、１００MW以下の試験研究用等原子炉	５ｋｍ
熱出力が2MWを超え、１０MW以下の試験研究用等原子炉	５００ｍ

（ⅲ）加工施設

（イ）ウラン加工施設

ウラン加工施設（濃縮又は再転換のみを行うものでウラン２３５の取扱量が０．００８ＴＢｑ未満のものを除く。）に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをＵＰＺとする。

・原子力災害対策重点区域の範囲は、核燃料物質（質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。）を不定形状（溶液状、粉末状、気体状）又は不定性状（物理的・化学的工程）で継続して取り扱う運転時におけるその取扱量の最大値に応じ、当該加工施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。

取扱量の最大値	原子力災害対策重点区域の範囲の目安（半径）
ウラン２３５の取扱量が０．０８ＴＢｑ以上の加工施設	５ｋｍ
ウラン２３５の取扱量が０．０８ＴＢｑ未満の加工施設	１ｋｍ
敷地境界から５００ｍ以内での取扱量が０．００８ＴＢｑ未満の加工施設	５００ｍ

（ロ）プルトニウムを取り扱う加工施設

日本原燃株式会社再処理事業所に設置されるＭＯＸ燃料加工施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該加工施設からおおむね半径１ｋｍを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをＵＰＺとする。

(iv) 再処理施設

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所及び日本原燃株式会社再処理事業所に設置されている再処理施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該再処理施設からおおむね半径５ｋｍを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをＵＰＺとする。

（ｖ）その他の原子力施設

次に掲げる原子力施設については、原子力災害対策重点区域を設定することは要しない。

・発電用原子炉又は試験研究用等原子炉について廃止措置計画の認可を受け、かつ、全ての燃料体が当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設外に搬出されているもの若しくは当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設内にある全ての燃料体が乾式キャスクにより貯蔵されているもの

・熱出力（一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力）の最大値が２MW以下の試験研究用等原子炉施設

・濃縮又は再転換のみを行うウラン加工施設であってウラン２３５の取扱量が０．００８ＴＢｑ未満のもの

・使用済燃料貯蔵施設（使用済燃料を乾式キャスクのみによって貯蔵する施設に限る。）、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等

③　原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点

地方公共団体は、各地域防災計画を策定する際には、前記①及び②の考え方を踏まえつつ、区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、前記のＰＡＺ及びＵＰＺの数値を一つの目安として、地勢、行政区画等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。

ＵＰＺに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。

なお、同一の原子力事業所内に複数の原子力施設が設置される場合、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする必要がある。

④　原子力災害対策重点区域を設定することを要しない原子力事業所に係る地方公共団体の役割

原子力事業所内に設置されている全ての原子力施設が前期②（ｖ）に該当する場合の当該原子力事業所が所在する地方公共団体等（地域の実情に応じ、隣接市町村及び同市町村を包括する道府県を含む。）に係る緊急事態における防護措置に係る役割については、基本的に表１－３にまとめるとおりであり、施設敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、国、原子力事業者等の関係機関との情報連絡、住民等への迅速な情報提供、緊急時モニタリング等の施設周辺地域における対応に係る体制を、地域防災計画（原子力災害対策編）を定め、平時から構築しておく必要がある。

資料 2
（危機管理防災課）

神奈川県内の原子力関連施設

試験・研究炉原子炉施設

施設名	所在地	熱出力	設置許可 使用時期	使用状況 運転状況
東芝エネルギーシステムズ（株） 原子力技術研究所 （臨界実験装置）	川崎市川崎区 浮島町	200W	S 37. 7 S 38. 12	廃止措置中

核燃料加工施設

事業所名	所在地	事業内容	操業開始
（株）ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ﾆｭｰｸﾘｱ･ﾌｪｴﾙ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ	横須賀市内川	二酸化ウラン粉末を成形、加工し、核燃料体を製造	S 45. 9

稼働していない施設（原子力災害対策特別措置法の原子力事業者から除外）

（株）日立製作所 電力グループ 原子力事業部 王禅寺センタ 〔日立ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ（株） 王禅寺事業所〕	川崎市麻生区 王禅寺	100KW	S 35. 5 S 37. 7 S50. 2 運転停止 H14. 4 H15. 6 H17. 12	運転停止 （原子炉を解体済み） 使用済み燃料と放射性廃棄物を保管 社名変更 放射性廃棄物を王禅寺分室から受入 原子力災害対策特別措置法の除外指定の解除 H17. 10　使用済み燃料を県外に搬出
東京都市大学 原子力研究所	川崎市麻生区 王禅寺	200W	S 34. 10 S 38. 1 H1. 12. 21 休止 H15. 5 H16. 1 H19. 9	研究、教育訓練、放射化分析、医療照射　他 H元. 12. 21 に冷却水漏れ事故が発生、以来運転休止。 理事会で年度内の廃止（廃炉）を決定 H16. 1. 27 国に解体届けを提出 H18. 10　使用済み燃料を国外に搬出 原子力災害対策特別措置法の除外指定の解除
東芝エネルギーシステムズ（株） 研究炉管理センター （教育訓練用原子炉）	川崎市川崎区 浮島町	100KW	S 35. 5 S 37. 3 H19. 9	分析技術の研究開発 原発用センサーの試験 H13. 8. 8 国に解体届けを提出 H15. 5 使用済み燃料を国外に搬出 原子力災害対策特別措置法の除外指定の解除
立教大学 原子力研究所	横須賀市長坂	100KW	S 34. 7 S 36. 12 H16. 8	研究、教育訓練、放射化分析 全国の大学研究者での共同利用はＨ１２年３月まで H14. 8. 30 国に解体届けを提出 H15. 8 使用済み燃料を国外に搬出 原子力災害対策特別措置法の除外指定の解除

（参考）
茨城県・日本原子力発電所 東海第2発電所　　　1，100，000KW

資料 3
（危機管理防災課）

環境放射線モニタリングについて

1　環境放射線の監視について

○神奈川県では、県内の原子力関連施設の周辺に放射線測定設備（モニタリングポスト）を設置し、施設からの放射線による影響がないことを常時確認しています。

○モニタリングポストとは、空間の放射線量（γ（ガンマ）線）を連続的に測定する装置です。その結果は、1時間あたりの放射線の量に換算した「空間線量率」として表し、単位は「nGy/h（ナノグレイ毎時）」が用いられます。

○このように環境放射線モニタリングを行うことで、万が一施設からの放射線が環境中へ影響を及ぼした場合、速やかに検知することができます。

2　環境放射線モニタリングシステムの構成

○このシステムにより、各モニタリングポストで測定した放射線データを、専用回線を用いて中央監視局（神奈川県庁）へ送信し、常時監視しています。

○また、県衛生研究所を始め、川崎、横須賀両市役所へも伝送し、監視体制の強化を図っています。

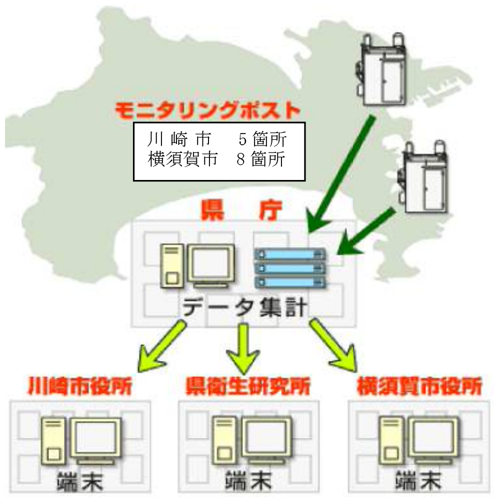

３　監視対象と観測地点

○モニタリングポストは神奈川県内の原子力関連施設の周辺に次のとおり設置しています。

川崎市内

東芝エネルギーシステムズ（株）　原子力技術研究所　周辺　５箇所

横須賀市内

(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン　周辺　８箇所

４　モニタリングポストの外形

○原子力施設周辺の環境中の放射線量を 24 時間測定しています。

○屋根の上の半球状のカバーの中にγ(ガンマ)線検出器が入っています。低線量用と高線量用の２種類の検出器を用いることで、広いレベルの観測が可能です。

○局舎の中には検出器からの信号を処理する放射線測定器や、測定データを専用回線を通じ中央監視局(県庁)に伝送するためのテレメーター装置、また、停電時にも測定ができるように無停電電源装置などの機器が入っています。

５　モニタリングポストの測定値

○モニタリングポストの測定値は、宇宙線や空気・大地に含まれる天然の放射性物質からの自然放射線があるため、平常でもゼロではありません。また、自然放射線は地理的条件の影響を受けるため、測定点毎に値が異なります。

○雨が降ると大気中にあるラドンなどの天然の放射性物質が地表に降下するため、一時的に測定値が上昇します。

○各測定点の現在の測定値一覧は、神奈川県ホームページにある環境放射線モニタリングシステムでみることができます。（環境放射線モニタリング情報ホームページ URL　http://www.pref.kanagawa.jp/sys/atom/）

モニタリングポストの設置状況

		測定局＼測定項目		NaI（γ線）	電離箱（γ線）	中性子	ダスト	ヨウ素	風向風速	温度湿度	雨量	感雨	日射量	放射収支量	感雷
川崎市	MS	千鳥局	川崎区千鳥町１－１ (川崎市港湾局ふ頭用地)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
川崎市	MP	浮島局	川崎区浮島町９８ (神奈川臨海鉄道末広町駅構内)	○	○	○									
川崎市	MP	殿町局	川崎区殿町３－２５－２ (川崎市臨港消防署殿町出張所)	○	○										
川崎市	MP	塩浜局	川崎市塩浜２－２ (川崎市川崎土木事務所塩浜資材置場)	○	○										
川崎市	MP	大島局	川崎区大島１－２５－１０ (川崎市川崎区役所建設センター)	○	○										
横須賀市	MS	久里浜局	横須賀市内川２－４－１０ (横須賀市久里浜第一ポンプ場)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
横須賀市	MP	舟倉局	横須賀市舟倉１－１－１６ (横須賀市舟倉第二ポンプ場)	○	○		○								
横須賀市	MP	佐原局	横須賀市佐原４－２０－１ (横須賀明光高等学校)	○	○		○								
横須賀市	MP	浦賀局	横須賀市浦賀町３－６０ (横須賀市立浦賀中学校)	○	○		○								
横須賀市	MP	ハイランド局	横須賀市ハイランド２－４１－１ (横須賀市立粟田小学校)	○	○		○								
横須賀市	MP	長沢局	横須賀市長沢１－３０－１７ (横須賀市立北下浦中学校)	○	○		○								
横須賀市	MP	日の出町局	横須賀市日の出町１－１８ (横須賀市役所公用車車庫)	○	○		○								
横須賀市	MP	西逸見局	横須賀市西逸見町２－１０ (横須賀市水道局逸見浄水場)	○	○		○								

※ＭＳ：モニタリングステーション（放射線とあわせ、気象データを測定）　ＭＰ：モニタリングポスト

資料　５
（危機管理防災課）

オフサイトセンターの概要

○平成１１年９月３０日に茨城県東海村の核燃料加工施設で起こった臨界事故を契機に制定された原子力災害対策特別措置法により、万一の原子力災害に備えて全国の原子力施設周辺に緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）が整備されています。

○原子力災害の発生時、国、県、市や原子力事業者等の関係機関は、オフサイトセンターに一堂に会して情報を共有しながら連携して、原子力災害合同対策協議会等において迅速かつ的確な応急対策について協議・検討を行います。

○神奈川県内には川崎市と横須賀市にある原子力施設を対象にそれぞれ１ヶ所ずつ計２ヶ所のオフサイトセンターを整備しています。

○施設概要

名　称	神奈川県川崎オフサイトセンター
所　在　地	川崎市川崎区日ノ出１丁目１番６
構　造	鉄筋コンクリート造２階建
床　面　積	８３４.３６㎡
設　備	統合原子力防災ネットワークシステム、電話（一般、専用、衛星）、ファクス、プリンタ、環境放射線モニタリングシステム、気象情報システム
対象事業所及びオフサイトセンターからの距離	東芝エネルギーシステムズ（株） 原子力技術研究所（試験研究用原子炉施設） 約２.５ｋｍ
施設管理者	危機管理防災課
国指定日	平成１４年３月２２日
国事務所	原子力規制委員会原子力規制庁川崎原子力規制事務所
国事務所面積	４８.３５㎡

名　称	神奈川県横須賀オフサイトセンター
所　在　地	横須賀市日の出町１丁目４番７号
構　造	鉄筋コンクリート４階建てのうち３、４階部分
床　面　積	１４３６.７６㎡
設　備	統合原子力防災ネットワークシステム、電話（一般、専用、衛星）、ファクス、プリンタ、環境放射線モニタリングシステム、気象情報システム
対象事業所及びオフサイトセンターからの距離	（株）ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ﾆｭｰｸﾘｱ･ﾌｭｴﾙ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ（核燃料加工施設）　約５ｋｍ
施設管理者	鎌倉三浦児童相談所
国指定日	平成１４年２月８日
国事務所	原子力規制委員会原子力規制庁横須賀原子力規制事務所
国事務所面積	３６.１６㎡

資料　６
（危機管理防災課）

原子力災害合同対策協議会の概要

○原子力緊急事態宣言が発出されるとオフサイトセンター内に内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）を長とする現地対策本部が置かれ、同時に県、市、原子力事業者などの関係者等から構成される原子力災害合同対策協議会が設置されます。また、原子力災害合同対策協議会の中では関係者の情報の共有を目的とする「全体会議」が開催されます。

原子力防災会議幹事会「原子力災害対策マニュアル」より抜粋

資料 7
（危機管理防災課）

原子力災害発生時の応急対策の決定・実施

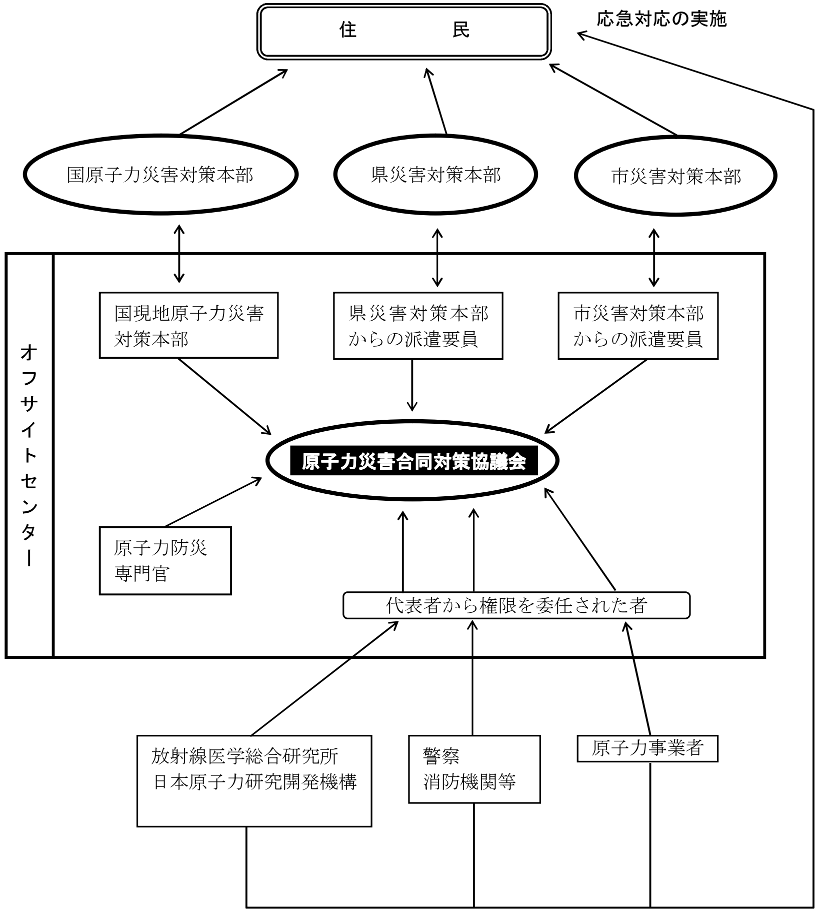

資料 8
（危機管理防災課）

神奈川県における防災資機材の配備状況

令和4年4月1日現在

資機材名	配備先 県庁	総合防災センター	横須賀オフサイトセンター	川崎オフサイトセンター	衛生研究所	県政総合センター（4地区）	川崎市	横須賀市	陸上自衛隊第一師団	合計
○ 防災活動資機材事業										
1 個人線量計										
・アラームメータ	24	88	30	44			295	364		845
・ガラス線量計（一式）			1				1			2
2 防護器具										
・放射能防護服（消防用）		5					12	14		31
・簡易防護服（タイベック）	100		70	80			500	2196		2946
・空気呼吸器（ボンベ付き）		10					48	5		63
・ゴム手袋			20	120				650		790
・綿手袋			108	240				2600		2948
・オーバーシューズ			10	10				1960		1980
・半面マスク			15	15				1670		1700
・マスク用フィルター			60	60				560		680
・ヘルメット			20	20						40
3 サーベイメータ										
・NaIシンチレーション式サーベイメータ	1	7	7	3	1		26	20		65
・電離箱式サーベイメータ	1	4	5	3			11	18		42
・ZnS式（α、Β線用）サーベイメータ							13	25		38
・ZnS式（α線用）サーベイメータ	1	28	6	1	1					37
・GM管式（β線用）サーベイメータ	1	28	6	1	1		14	2		53
・中性子測定用サーベイメータ		3	1	1			4	9		18
・NaI波高分析器付サーベイメータ			1							1
・Ge半導体検出器付スペクトロメータ					1					1
・Ge半導体検出器付可搬型スペクトロメータ					1					1
・ダスト・ヨウ素サンプラー			2	2				1		5
・ヨウ化ナトリウムシンチレーンスペクトメータ								1		1
・α線用自動測定装置								1		1
・可搬型モニタリングポスト			1	1			2	1		5
・β線用ラキッドシンチレーションスペクトロメータ							8			8
・放射性物質拡散予測プログラム							1			1
・傷ロモニタ							1			1
・赤外線分光分析装置（フーリエ）							1			1
・臭気/ガス 拡散プログラム							1			1
・シリウス電磁波探査装置							1			1
・液体窒素生成装置					1					1
4 広報用機器										
・メガホン		10	5	5						20
5 通信機器										
・衛星携帯電話	2	1			1	4				8
・携帯電話	2					4				6
・トランシーバー			0	6						6
・骨伝導型携帯無線機		10						10		20

資機材名	配備先									合　計
	県　庁	総合防災センター	横須賀オフサイトセンター	川崎オフサイトセンター	衛生研究所	県政総合センター（4地区）	川崎市	横須賀市	陸上自衛隊第一師団	
6　車両										
・原子力防災車	1							5		6
7　戸棚、ロッカー等										
・サーベイメータ保管用防水ケース	2	7								9
8　情報収集・処理機器										
・パソコン一式					1		24			25
・個人線量計読取用ソフト等							16			16
・スキャナー	1									1
・デジタルカメラ						4				4
・テレビ一式（デジタルチューナー付）	1									1
・ICレコーダー	1									1
・ラジオ			1							1
9　防災活動支援機材										
・電子黒板	1					4				5
・両袖机	1									1
・脇机	1									1
・キャビネット	1									1
・いす	1									1
・会議用テーブル			8					2		10
・いす（会議用テーブル用）			16					5		21
・シュレッダー			1	1						2
・封筒型寝袋	40		20	20		40				120
・雨具	5		5	5						15
・防寒服			19	24						43
・自転車（電動アシスト付）			1	1		1				3
・投光機			2	2				1		5
・発動発電機			3	3				1		7
・コードリール			6	4				2		12
・OAタップ			15	15						30
・腕章			120	120						240
・警戒区域表示板（ロープ付き）		10								10
○ 緊急時医療施設等整備事業										
9　除染器具一式										
・可搬型除染シャワー		1	1	1			3	1		7
・除染洗面台		2	1	1			2	1		7
・除染剤セット		2						38		40
・放射線測定実習セット		2								2
・汚染防止用シート		5						97		102
10　ヨウ素剤										
・ヨウ化カリウム錠剤			28,000	10,000				53,000		91,000
・ゼリー剤（16.3mg）			400							400
・ゼリー剤（32.5mg）			800							800

原子力災害医療体制図

【原子力事業所等における被ばく傷病者等の発生】

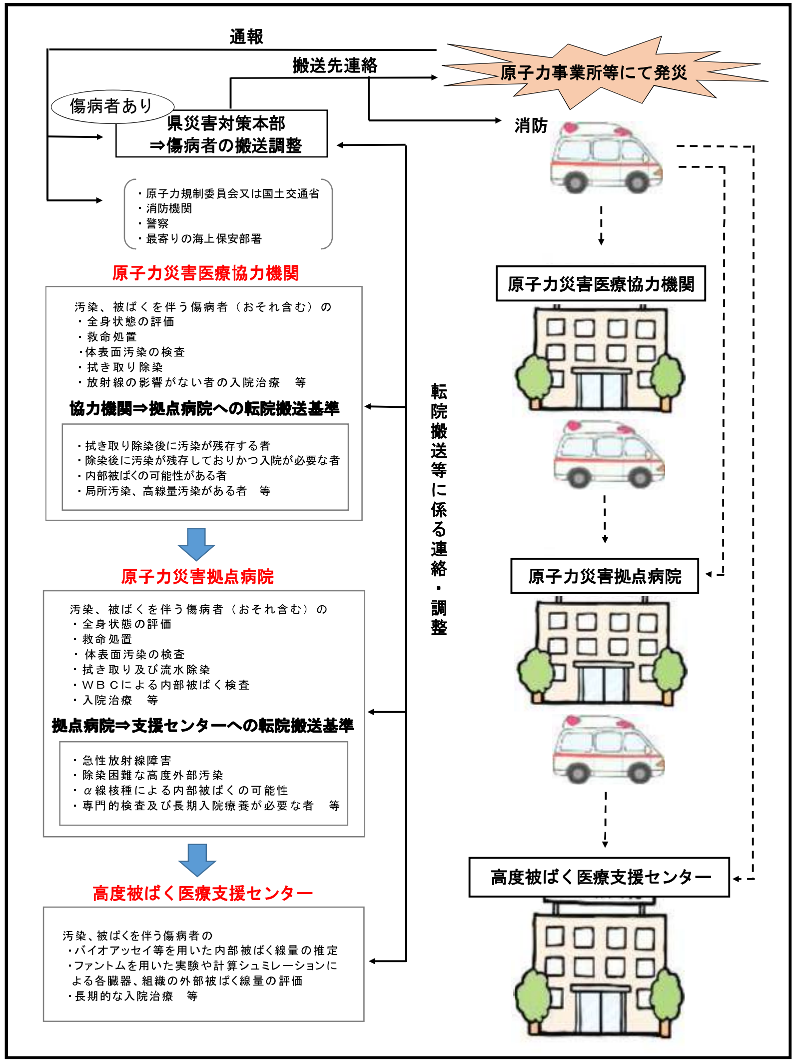

【避難所等における被ばく傷病者等の発生】

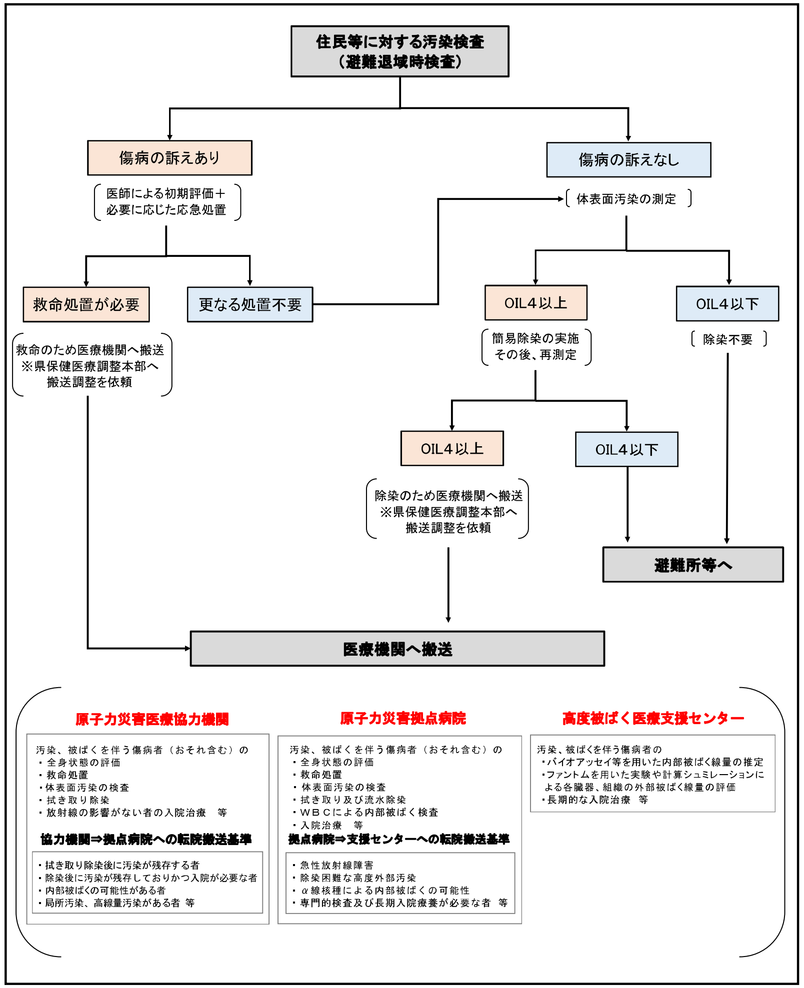

【ＯＩＬ４とは】

不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準であり、原子力規制庁作成の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」に基づき、初期設定値のβ線 40,000cpm（皮膚から数cmでの検出器の係数率）を想定。

（参考）原子力災害時における医療体制

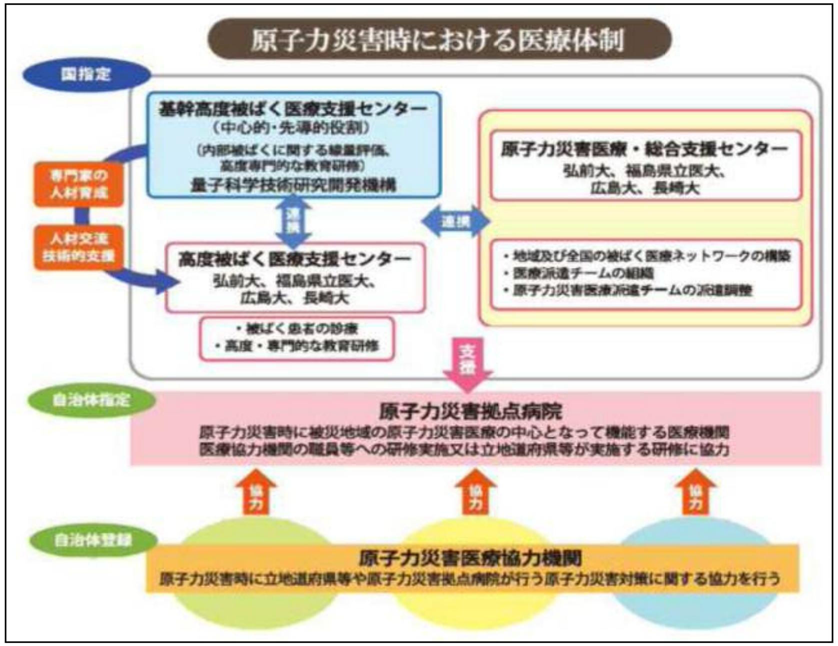

出典：国立研究開発法人　量子科学技術研究開発機構

資料 10

（健康医療局総務室・福祉子どもみらい局総務室）

原子力災害医療等における県及び市町村の役割

県（健康医療局・福祉子どもみらい局）における役割

1　全体の総括

（１）災害対策本部健康医療部及び福祉子どもみらい部活動全体の指揮・調整
（２）厚生労働省及び関係市町村並びに関係機関との連絡調整
（３）周辺地域情報の総合的調整

2　防護措置等

（１）被服等の汚染核種の同定のために搬送されてきた物の測定、モニタリングポストによる監視及び周辺環境の汚染調査（オフサイトセンター内の役割による）
（２）食品（環境農政局の所管部分を除く）、飲料水の汚染検査及び安全確認のための調整（生活衛生課）
（３）被災地における支援食糧などの安全・衛生を確保するため、保健福祉事務所に配置している食品衛生監視員が必要な監視・指導を実施する。（生活衛生課）
（４）保健福祉事務所や市町村等と連携をとりながら、避難所等における感染症対策を実施する。
（５）飲料水の支援が必要な場合、災害時における県内水道事業者間、近隣都県間などにより、水道に関する応援の協定が締結されており、原子力災害時においてもこの協定を利用して相互応援ができるよう対応する。（生活衛生課）

3　医療救護活動等

（１）県立病院による医療救護班の編成・派遣体制を要請する。
（２）保健医療調整本部は、医療救護班の派遣に関する調整の一元化した窓口として対応する。
　また、保健医療調整本部活動として、被ばく傷病者等の搬送要請を受けたときは、原子力災害拠点病院並びに原子力災害医療協力機関等との調整を行う。
（３）保健福祉事務所や市町村等と連携して、避難所等における感染症対策を実施する。
（４）保健福祉事務所や医療関係機関等と連携をとりながら、要配慮者及び避難行動要支援者（精神障害者、透析患者、難病患者、呼吸機能障害者、妊婦、乳幼児等）に対する医療の確保を図る。
　（がん・疾病対策課、地域福祉課）
（５）医薬品等の確保を図るため、必要があると認めたとき、又は市町村より供給の要請があったときは、県医薬品卸業協会等に対し医薬品及び医療器材の供給を要請する。
　また、医療救護活動を実施するうえで必要があると認めた場合、県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を要請する。（薬務課）

4　上記以外の周辺住民対策等

（１）健康医療部及び福祉子どもみらい部関係の広報
（２）県民の不安解除のため、保健福祉事務所における相談窓口の設置及び調整並びに円滑な相談体制の確立を図る。
（３）医療機関情報等の提供
（４）保健福祉事務所や精神保健福祉センター等と連携をとりながら、心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等を含む「心のケア」の相談体制の確保を図る。

市町村における役割

1　共通する役割

（１）市町村は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置するとともに、地元医師会等の協力を得て、医療救護班を編成する。
（２）各医療救護班は、必要に応じて、原子力災害医療派遣チーム等と連携して、救護所等において、住民等への汚染検査（避難退域時検査）、簡易除染、被ばく傷病者等への処置等を実施する。
（３）市町村は、被ばく傷病者等が発生し、医療機関への搬送が必要となった場合には、県保健医療調整本部に対して原子力災害拠点病院並びに原子力災害医療協力機関等への搬送調整の依頼を行う。

2　原子力施設所在市等における原子力災害医療体制

（１）**横須賀市**（市内の原子力施設における事故に対する医療救護活動）
　ア　救護所：避難を実施するために開設した応急避難所に医療救護所を設置する。なお、医療救護所の設置に必要な医療スタッフは、横須賀市医師会及び横須賀市歯科医師会の協力を得て手配する。
　イ　汚染検査：多数の住民等に放射性物質による汚染の検査及びこれに伴う医学検査を必要とする事態が発生した場合、医療救護所等において汚染検査を実施する。
　ウ　除染：避難退域時検査の結果、判断基準以上の放射性物質による汚染が認められるものについては、直ちに簡易除染を行う。簡易除染後においても判断基準以上の汚染が残存するもの、その他傷病の訴えがあるものについては、県保健医療調整本部と連携し、原子力災害拠点病院並びに原子力災害医療協力機関等へ搬送する。
　エ　診療：県保健医療調整本部等と連携し、原子力災害医療協力機関である横須賀市立市民病院、横須賀共済病院をはじめとする医療機関に対し、被ばく傷病者等の受入れに関する連絡・調整を実施する。

（２）**川崎市**（市内の原子力施設における事故に対する医療救護活動）
　ア　救護所：保健福祉センター等に設置する。なお、医療救護所では、原子力災害医療派遣チーム等の協力を得ながら、医療活動を実施する。
　イ　汚染検査：避難等を実施した場合には、避難所等において、原子力事業者、地元医師会、保健福祉センター職員、原子力災害医療派遣チーム等と連携し、汚染検査を実施する。
　ウ　除染：診断派遣チームは、放射性物質により汚染された者の除染、再検査、汚染物（衣服等）の管理を実施する。
　エ　診療：県保健医療調整本部等と連携し、原子力災害医療協力機関である川崎市立川崎病院をはじめとする医療機関に対し、被ばく傷病者等の受け入れに関する連絡・調整を実施する。

（３）**横浜市**（隣接する横須賀市・川崎市の原子力施設における事故及び核燃料物質等の輸送中における事故等に対する医療救護活動）
　ア　救護所：仮設救護所を、現場付近の医療関係施設、公共施設、高速道路のパーキング等に設置する。
　イ　汚染検査：仮設救護所において、原子力災害医療派遣チーム、横浜市立大学附属市民総合医療センターの医師等により実施する。
　ウ　除染：汚染が確認された場合には、身体に対する除染を実施する。なお、衣服、所持品等は隔離保管する。
　エ　診療：県保健医療調整本部等と連携し、原子力災害医療協力機関である横浜市立大学附属市民総合医療センターをはじめとする医療機関に対し、被ばく傷病者等の受入れに関する連絡・調整を実施する。

資料 11

（医療危機対策本部室）

原子力災害拠点病院（北里大学病院）における資機材等の整備状況

	資機材名	数量
測定・分析機器	個人線量計	10
	α線シンチレーションサーベイメーター	1
	β線シンチレーションサーベイメーター	2
	γ線シンチレーションサーベイメーター	2
	中性子サーベイメーター	1
	GM 管式サーベイメーター	5
	ホールボディカウンター（甲状腺カウンター付）	1
	Ge 波高分析装置	1
	α／βハンドフットクロズモニタ	1
治療用医療機器	ベッドサイドモニター	1
	麻酔器	1
	除細動器	1
	シリンジポンプ	2

資料 12

（基地対策課）

外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明

（抄訳）

（昭和 39 年 8 月 24 日）

1　合衆国政府は、合衆国原子力軍艦の原子力推進装置について、原子炉の設計上の安全性に関する諸点、乗組員の訓練及び操作手続が、合衆国原子力委員会及び原子炉安全審査諮問委員会によって審査されるものであり、かつ、正式に承認された執務要覧に定義されているとおりのものであることを保証する。合衆国政府は、また、合衆国の港における運航に関連してとられる安全上のすべての予防措置及び手続が、外国の港においても厳格に遵守されることを保証する。

2　外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関しては、

a　周辺の一般的なバックグラウンド放射能に測定し得る程度の増加をもたらすような放出水その他の廃棄物は、軍艦から排出されない。廃棄物の処理基準は、国際放射線防護委員会の勧告に適合している。

b　寄港期間中、原子力軍艦の乗組員は、同軍艦上の放射線管理及び同軍艦の直接の近傍における環境放射能のモニタリングについて責任を負う。もちろん受入国政府は、寄港する軍艦に放射能汚染をもたらす危険がないことを確認するため、当該軍艦の近傍において、同政府の希望する測定を行なうことができる。

c　受入国政府の当局は、寄港中の軍艦の原子炉に係る事故が発生した場合には、直ちに通報される。

d　合衆国政府は、合衆国原子力軍艦が外国の港において航行不能となった場合には、その軍艦をサルベージその他の方法により安全な状態とする責任を負う。

e　合衆国政府は、寄港に関連し、受入国政府に対し、原子力軍艦の設計又は運航に関する技術上の情報を提供しない。したがって、合衆国政府は、原子力軍艦の原子力推進装置又は運航方法に関する技術上の情報を入手する目的で原子力軍艦に乗船することを許可することはできない。

f　合衆国海軍は、通常、受入国政府の当局に対し、少なくとも２４時間前に、その原子力軍艦の到着予定時刻及び碇泊又は投錨の予定位置につき通報する。

g　合衆国政府は、もちろん、受入国政府の代表者による原子力軍艦への慣行的儀礼訪問を歓迎する。

h　寄港している原子力軍艦に係る原子力事故から生ずる請求であって、アメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく協定（軍隊の地位に関する協定）の範囲外のものは、国際的な請求を一般に認められた法及び衡平の原則に基づいて解決することについての慣習的な手続に従い外交上の経路を通じて処理される。